

「独占禁止法審査手続に関する論点整理」に対する意見書

2014年（平成26年）7月17日

日本弁護士連合会

第1 はじめに

当連合会では、2005年（平成17年）に独占禁止法が改正されて以降、改正の度に意見を述べてきた。

2006年（平成18年）9月5日付けの『独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理』に対する意見書では、事情聴取の際の可視化、証拠開示の拡大等、審査手続における適正手続の保障を求め、2007年（平成19年）8月23日付けの『独占禁止法基本問題懇談会報告書』に対する意見書でも、取調べの可視化及び弁護士依頼者間秘匿特権の導入を求めた。さらに、2008年（平成20年）5月8日付け「独占禁止法等の一部を改正する法律案に対する意見書」では、既に、審査手続において、供述調書の写しの提供、供述録取の際の弁護士の同席、弁護士依頼者秘匿特権の導入を積極的に図るべきであるとの意見を公表した。

そして、2009年（平成21年）12月、公正取引委員会担当政務三役により独占禁止法の改正等に係る基本方針が公表され、「弁護士立会権・秘匿特権等の、被処分者の適正な防御権を確保する方策については、中立的な検討の場において、平成21年独占禁止法改正法に係る附帯決議を踏まえた検討を行い、原則として、検討開始後1年以内に、結論を得ることとする。」とされた。

そして、平成25年改正法附則において、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」とされた。

以上の経緯を踏まえて、当連合会では、独占禁止法審査手続に関する論点整理（以下「論点整理」という。）に記載された「2. 基本的な考え方」及び「3. 論点」について、以下のとおり意見を述べる。

第2 意見

1 総論

論点整理では、基本的視点として、特に事件関係人の防御権の確保が必要であることを踏まえるべきである。理由は以下のとおりである。

(1) 被処分者の防御権の確保は適正手続上も必要であること

審査手続において不利益な処分を受ける可能性のある事件関係人の適正な防御権を確保することは、適正手続保障の観点から検討されるべきである。憲法上の適正手続の原則(憲法第31条)は刑事手続に関するものであるが、不利益処分を伴う審査手続のような行政手続にも適用されるものである。また、経済開発協力機構(OECD)の競争法委員会による「手続の適正さと透明性」(Procedure Fairness and Transparency)でも証拠へのアクセスの保障などを求めており、独占禁止法関係の審査手続における適正手続の保障は世界的な要請である。

(2) 防御権の確保と実態解明を対立するものとして考えるべきではないこと

論点整理では、事件関係人の防御権の確保と実態解明機能の確保が対立して取り上げられているように読めるが、この二つを対立して取り上げるべきではない。実態解明機能の確保は、あくまで事件関係人の十分な防御権を確保した適正な手続を前提として追求されるべきものである。

(3) 日本の審査手続がグローバルスタンダードに準拠する必要があること

独占禁止法は、他の法令に比して、国際的な協力関係が強く求められている分野である。国際カルテル事案では、複数の法域で当局が審査を同時に実施する例が多く、企業結合事案でも、国際的な企業結合事案で複数の競争法当局に届け出を提出することが多い。また、単独行為でも、IT関係の大企業などがグローバルで展開する事業活動について複数の競争法当局が審査する例が散見される。

このように、競争法違反事件がグローバルになるに従い、効果的・効率的な競争法の執行のために、他の法令に比して各法域の競争法がその内容だけでなく手続についてもグローバルな視点で標準化していく必要性が高い。同一の行為に対する審査の手続の差異が大きい場合、事業者が対応することに困難をきたす可能性がある。世界でも競争法当局が集まり経済開発協力機構(OECD)やInternational Competition Network(ICN)の場でベストプラクティス等を公表することで標準化を図っており、それを参考にすることができる。

2 「(2) 弁護士・依頼者間秘匿特権」について(論点整理16ページ以下)

(弁護士・依頼者間秘匿特権)

米国及び欧州においては、依頼者が弁護士との間で行ったコミュニケーション（交信）について、行政当局の調査手続又は裁判上の証拠開示手続における開示の対象から除外されるとの特権（privilege）が認められている（このような特権を以下「秘匿特権」という。）。）。

日本においては、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、これを認める取扱いを行っておらず、他の情報と同様に提出命令等の対象としている。

【意見の趣旨】

依頼者たる事業者と弁護士との間の質問書・回答書（書面・電子メール）は立入検査・提出命令により現実に留置されているのが現在の審査手続の実情である。しかしながら、保護範囲の明確化及び秘密保護の範囲に入るかどうかの判定の手続の整備等を図った上で、依頼者・弁護士間の法的助言に関する通信について公正取引委員会による留置から免れるという秘密保護措置が導入される必要がある。

【意見の理由】

(1) 弁護士・依頼者間秘匿特権制度の導入の必要性

① 弁護士・依頼者間通信に関する我が国における秘密保護の現状

我が国では、かねてから刑事訴訟法において弁護士に押収拒絶権等が保障されているところ、独占禁止法違反被疑事件審査手続（行政調査手続）における弁護士にはかかる保障が与えられておらず、押収拒絶権等を単に準用するのみでは、公正取引委員会は法的助言に係る通信書面を事業者の側から留置することがなお可能であり、弁護士・依頼者間通信に係る秘密保護が実現されない。

また、我が国の弁護士法は、依頼者が真実を弁護士に相談することを促す観点から弁護士に秘密保持義務を課しているが（弁護士法第23条）。公正取引委員会が法的助言に係る通信書面を事業者の側から留置できる現状は、弁護士法の趣旨を大きく損なうものとなっている。

② 防御権確保の必要性和コンプライアンス推進

企業が日々の事業活動について独占禁止法に適合しているか否かを検討し、あるいは独占禁止法違反の嫌疑をかけられている場合に自己の正当な権利を守るためには、弁護士に自由に相談し、独占禁止法違反の有無や

違反のおそれの程度について率直な助言を得ることが重要である。すなわち、弁護士は、依頼者である個人や企業の法律相談に応じ依頼者が採るべき手段について助言するが、その際、依頼者は、弁護士に話した情報が外部に開示・漏洩することはないという制度的前提や信頼があるからこそ、全ての事実を包み隠さずに打ち明けることができる。公権力が強制的にその内容を入手したりする可能性があるということになれば、依頼者は、重要な情報を隠して相談するか、又は弁護士に相談することを回避することになり、いずれにしても、自己の権利を擁護し、また独占禁止法違反の有無・可能性について正確な助言を受けるために法的助言を求める機会が失われる結果となる。また、その場合、弁護士が事実を正確に把握できず、適切な法的助言を行うこともできなくなる。このことは、法解釈が一義的に明確ではない問題点について専門的見地から検討する必要がある独占禁止法分野において、特に妥当する。

③ 独占禁止法の国際的執行の場面における防御権確保の必要性

昨今、国際カルテルなど国際的な独占禁止法・競争法執行の場面で、各国執行当局間の執行協力が強化されている。そのような中で、我が国において依頼者と弁護士との間の秘密通信書面等が日本の公正取引委員会に留置されることにより、日本のみならず米国や欧州でも事件関係人となっている日本の事業者が、米国や欧州委員会の執行当局に対して、これらの法域において認められるべき弁護士依頼者間秘匿特権や守秘義務に基づく開示拒絶権を主張できなくなるという事態が生じる。ことは各国における行政手続にとどまらず、クラスアクションを含む私訴の証拠開示手続等でも開示を拒絶できなくなってしまう、事業者の海外における諸手続での防御権主張にとっても致命的な障害となりかねない。

(2) 弁護士・依頼者間秘匿特権導入に当たっての留意点

弁護士・依頼者間の法的助言に関する通信の秘密を保護することによって審査手続における事案解明機能が阻害されるのではないかとの指摘がある。例えば、それによって、公正取引委員会は事実関係（カルテル会合の議事内容等）の情報収集を妨げられ、真実解明が大きく損なわれるのではないかとの懸念である。秘匿特権の「濫用」¹として懸念されるところも同様である。

しかしながら、これらの懸念は、秘密保護の範囲を明確化し、また必要で

¹ ここでは、「濫用」とは、本来秘密保護の範囲内ではないのに秘密保護の範囲内であると主張して開示・留置を拒絶することを意味するとして論ずる。

あれば、秘密保護の範囲に入るかどうかの判定の手続を検討することによって適切に回避できると考えられる。これらの具体的検討はこれからであるが、検討に当たって、下記のような諸外国の例が参考になる。これらも参考に、具体的な制度設計を議論すべきであり、指摘されている上記懸念があるからといって、防御権確保に必須でありかつ国際的にもスタンダードとなっている制度の導入をためらうべきではない。

① 諸外国における手続等の具体化の例

諸外国においては、ドイツ等における弁護士の押収拒絶権等に基づいて、あるいは英国・米国等コモンロー諸国におけるいわゆる秘匿特権 (Attorney Client Privilege) に基づいて、弁護士依頼者間の通信について当局による押収等に対する一定の保護が与えられている。

また、保護の範囲や保護を主張するための手続については、例えば欧州委員会は「ベストプラクティス」²と題する文書を公表して保護の対象範囲及び権利主張手続を具体的かつ明確に示し、事業者が保護対象範囲や手続について具体的に理解した上で権利行使が行うことができるよう措置することにより、手続の誤解等に基づく権利濫用的行為が生じることを未然に防いでいる。例えば「ベストプラクティス」は、(ア)権利主張が認められる場合であっても事業者は保護対象部分を墨塗りした写しを提出する義務を負うこと、(イ)権利主張は事業者側から根拠と証拠を付して行われる必要があり、これを欠く権利主張に対しては制裁金が課され得ること、(ウ)多くの場合には、立入検査の過程で当局担当官が文書の見出し・題名等を一瞥することにより、権利主張に理由があるか否か確認されていること、(エ)事業者が当局担当官により権利主張対象書類を一瞥されることを拒む場合には、後の検討のため当該書類を封筒に封入して封印し当局にて預かる場合があり、(独立に職務を行う)聴聞官や裁判所による書類審査を経るまで審査官・委員会は当該書類を閲覧しないこと、(オ)審査遅延や審査への抵抗を目的とする権利主張に対しては制裁金が課され得ること、等を詳細に示している。

また、欧州委員会における秘密保護やいわゆる秘匿特権 (Attorney Client Privilege) は、事業者・弁護士間の法的助言に関する通信を当局に対する開示から守るものとして観念され、かかる観念に基づいて秘密保

² Commission notice on best practices for the conduct of proceedings concerning Articles 101 and 102 TFEU (2011/C 308/06) 5 1項から5 8項参照。

護範囲が設定されているのであり、事業者が事実関係や証拠を隠匿することを保障するものではない。

例えば、欧州委員会において保護対象として観念されている文書は(ア)社外弁護士と事業者で行われる法的助言についてのやり取り、(イ)社外弁護士からの法的助言の社内報告文書、(ウ)事業者が当局に対する主張に当たって社外弁護士から法的助言を受けるために社内弁護士が用意した文書であって、その他の書面・証拠（カルテル会合について会合時に作成された議事録等）は、上記(ア)から(ウ)の文書にたまたま添付されていたとしても、保護の対象に含まれることとなるとは想定されていない。

諸外国の例を我が国で採用するかどうかは慎重な検討が必要であるが（例えば、米国では社内・社外を問わず弁護士に秘匿特権が認められていることからしても、社外弁護士に適用を限るべきではない。）、秘密保護範囲を法令上明確化することにより、適正な秘密保護範囲を確定することが可能となる。また、秘密保護の範囲に入るかどうかの判定に関しては、上記欧州委員会の例を参考に、例えば個別の文書が保護対象文書であるか否かをめぐって事業者と審査担当官の見解が一致しない場合には、審査局から独立して職務を行う手続管理官（平成25年改正後の独占禁止法第53条）等を活用し、書面の内容が真に保護に値するものか慎重に審査を行うこととするなどの方策が考えられるところである。

② 濫用行為への事後的制裁

なお、本来秘密保護の権利がないのに開示・留置を拒絶したことが後に発覚した場合の制裁としては、課徴金割増算定率（独占禁止法第7条の2第8項）適用事由とすること、課徴金減免申請の欠格事由とすることが考えられるほか、過料による制裁の対象に加えたり（独占禁止法第97条）、審査妨害罪（独占禁止法第94条）の対象としたりすることも考え得る。弁護士が関与した場合には弁護士法上の懲戒制度もある。

3 「(3) 供述聴取時の弁護士の立会い」について（論点整理17ページ以下）

(供述聴取時の弁護士の立会い)

公正取引委員会による審尋及び任意の供述聴取（以下これらを総称して「供述聴取」という。）において、供述人からの要請に基づき弁護士が立ち会うことについて、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、これを認めていない。ただし、聴取中以外であれば、供述人が弁護士と相談し、又は供述聴取の内容を弁護士に報告してアドバイスを受けることが可能である。

【意見の趣旨】

供述調書の証拠としての重要性及び実態解明への弁護士の役割に照らすと、聴取される本人（会社代表者、従業員その他関係者の場合がある。）が、弁護士の立会いを希望する場合には、これを拒絶する正当な理由があると合理的に判断できる場合を除き、弁護士の立会いを許諾すべきである。

【意見の理由】

(1) 弁護士の立会いを許諾すべき理由

① 適正手続の保障

独占禁止法違反行為は秘密裏に行われ、証拠が残らないように計画的に違反行為が行われていることが多い。このため、立入りによる物証の取得に加えて、被疑者とされた事業者の従業員又は代表者（本人）の供述調書が、独占禁止法違反行為の立証のための重要な手段となっている。このような独占禁止法違反手続における供述調書の重要性にかんがみると、供述聴取時において適正な手続が保障されることは極めて重要であるといえる。

② 実態解明

また、供述聴取時の弁護士の立成いは、結果として実態解明をも助けるものである。すなわち、独占禁止法は、他の法律とは異なり条文解釈によって直ちに違法行為の構成要件が導かれるものではなく、競争政策を考慮して競争が促進されるように条文を解釈する法律である。公正取引委員会と事情聴取を受ける側との独占禁止法に対する法的理解度が相違した状態で事情聴取が続けられると、供述者が何を聞かれているかについて理解不足のまま回答され、それを基に供述調書が作成されるおそれがある。これでは、真実解明を果たすことは困難である。

(2) 立会い弁護士に付されるべき権限

また、前述したとおり、弁護士の供述聴取時の立成いが、適正手続の担保及び実態解明に資するために許諾されるべきであることからすると、立会い

時における弁護士に一定の権限を付与すべきである。

諸外国の例をみても、弁護士の役割は、競争当局の不明確や不公平な質問に対して異議を述べる（オーストラリア）、不適切な質問に異議を述べたり依頼者の供述を明確化する（カナダ）、依頼者が回答について弁護士に相談できる（ニュージーランド）、インタビューの最後に、依頼者に補充的な質問を行う（スイス）等であり、我が国においても、供述聴取に立ち会う弁護士は、質問及び回答についての正確な理解を助けるために、当局の不適切な質問に対して異議を述べる権限が付与されるべきである。

(3) 供述聴取時に弁護士立会いを認める場合の留意点

供述聴取時に弁護士立会いの許諾が認められた場合に、弁護士が、供述者に対して虚偽陳述を示唆したり、公正取引委員会からの質問を殊更に妨害したり、又は事業者側の弁護士として従業員の陳述を監視するなどすることにより、供述調書の作成が違法に阻害され、この結果、違反行為を行った事業者が証拠不十分で行政処分の対象から免れるような事態は、当然、回避されなければならない。

立ち会った弁護士が、不当に聴取を妨げる場合には、公正取引委員会は、弁護士立会いの許可を撤回するとともに、弁護士会への懲戒を利用することができる。

また、独占禁止法違反にかかる供述聴取は、聴取される相手方が処分の対象たる事業者ではなく、参考人としての従業員であることから、事業者と従業員の利益相反的状况が生ずるとの指摘がある。このような利益相反が予想される場合には、事業者側の弁護士が従業員の供述聴取に立ち会うべきではなく、当該従業員のための弁護士が選任されるべきである。

4 「(4) 供述聴取過程の検証可能性の確保」について（論点整理20ページ以下）

（供述聴取過程の検証）

公正取引委員会による供述聴取において、その過程を録音・録画することについて、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、これを認めていない。

【意見の趣旨】

供述聴取時における弁護士立会いが許諾されない場合には、供述聴取の録画等の可視化を広く実施すべきである。少なくとも供述者本人からの求めがある

場合には、原則として供述聴取の全過程を録画等して可視化を実施すべきである。

【意見の理由】

前述のように、独占禁止法違反行為の供述聴取においては、独占禁止法の解釈等については専門的な知識が必要とされることが多く、意図的か否かにかかわらず、供述聴取側の誤認や先入観による誤導が行われやすい。供述聴取を可視化することにより、当該誤認、誤導による聴取を回避することが可能となり、より実態解明に資することとなる上に、供述調書の任意性や信用性について争われることも少なくなり、訴訟等後の手続の迅速化も図られることとなるのである。

また、他国の例をみても、可視化により、裁判官らは、供述者の表情、態度や供述の仕方から、供述された内容以外の有益な情報を多く取得することができ、より実態解明へと導くことも指摘されている。³

5 「(5) 適切な主張反論のための情報の開示」について（論点整理 2 2 ページ以下）

(1) 立入検査時における提出資料の謄写

(立入検査時における提出資料の謄写)

事件関係人が立入検査時に提出対象となる資料を謄写することについては、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、立入検査の円滑な遂行が妨げられない範囲で提出資料の閲覧・謄写に応じている。また、留置された物の閲覧・謄写ができることについて、公正取引委員会規則に定めがある（審査規則第18条）。

【意見の趣旨】

公正取引委員会は、以下の理由により、立入検査時において提出資料の謄写ができることを被疑事業者へ告知し、被疑事業者から謄写の申出があった場合は謄写を認めるべきである。

【意見の理由】

³ 日本弁護士連合会「世界の捜査官が語る取調べの可視化 ―可視化で捜査実務は変わったのか―」2012年4月 国際シンポジウムの記録参照。
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/symposium_archives_1204.pdf

- ① 公正取引委員会は、立入検査において資料の原本を留置している⁴。留置された資料の謄写を認めないこととなると、被疑事業者のその後の事業に支障を来し、またどのような資料が留置されたかを確認することができず、課徴金減免申請の可否を判断することが困難となり、またその後の防御権の行使にも支障を来すことになる。
- ② 公正取引委員会作成の留置調書の記載は、極めて概括的であり、その後、審査規則第18条に基づき閲覧・謄写しようとしても資料の特定が困難である。また、当該閲覧・謄写制度は、コピー機を持ち込まなければならず、閲覧・謄写をする時期についても制限される場合があり、使い勝手が非常に悪い。
- ③ 立入検査時における提出資料について、被疑事業者から公正取引委員会に対して謄写の申入れをした場合、現状でも、謄写が許されることがある。しかし、このような現状における実務を知らない被疑事業者は、謄写の申入れをすることもできない。したがって、被疑事業者の防御権を均等に保証すべきであり、公正取引委員会は被疑事業者に対して謄写が許されることを告知すべきである。

(2) 供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付

(供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付)

供述調書作成時に供述人に対して供述調書の写しを交付することについては、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、これを認めていない。ただし、平成25年独占禁止法改正法（未施行）により、処分前手続において、自社の供述調書のうち一定のものが謄写の対象となっている。

【意見の趣旨】

公正取引委員会は、供述を聴取し供述調書を作成したとき、又は審尋調書を作成したときは、以下の理由により、供述人にその写しを遅滞なく交付することが防御権の確保に資する⁵。

【意見の理由】

① 調書の写しを交付することの意義

ア 供述人は、これら調書の写しを取得することにより、自己がどのよう

⁴ そもそも公正取引委員会は、資料の写しを取ることができる場合は、写しを取得すべきである。

⁵ 当連合会は、繰り返し供述調書の交付をすべきとの提言をしてきた。（「独占禁止法基本問題懇談会報告書に対する意見書」10ページ（日本弁護士連合会2007年8月23日）、「独占禁止法等の一部を改正する法律案に対する意見書」（日本弁護士連合会2008年5月8日））

な供述をしたか、自己が供述したとおりの調書となっているかを検証することができる。

イ 被疑事業者は、立入検査において被疑事実の要旨及び関係法条を記載した文書を交付された後は、公正取引委員会の審査がどの範囲で進められているか、また正確な実態解明がなされているかを確認する術はない。被疑事業者において供述調書の写しをその都度見ることができれば、当該事業者は、公正取引委員会の審査がどの範囲で行われているか、また供述調書は正確な事実が録取されているかを検証することができる。

ウ 供述調書の写しをその都度交付されれば、供述人は、当該調書が供述内容と異なったものとなっている場合、適時にそれを指摘し、公正取引委員会に修正を求めることができる。また、被疑事業者も正確な事実が録取されていない場合は、公正取引委員会へ正確な事実を録取するよう意見書等で要請するなどして、被疑事実の正確な実態解明を求めることができる。公正取引委員会が修正に応じない場合、供述人又は被疑事業者は、その点を指摘した上申書等を公正取引委員会へ提出するなどして、その後の実態解明に役立てることができる。被疑事実の実態解明は、被疑事業者の防御権行使の重要な一部である。

② 供述人に供述調書の写しを交付するについての留意点

ア 供述人に供述調書をその都度交付した場合、雇用主である被疑事業者が当該供述調書の写しを読み、供述人を雇用関係上不利益に取り扱うことになるのではないかと、また供述人は雇用主からの処遇を恐れて萎縮し、正直な供述ができなくなるのではないかとの問題点がある。

公正取引委員会による行政処分は、事業者のみに課され、従業員個人に課されることはない。したがって、従業員は、その供述により公正取引委員会から個人として行政処分を受けることはないが、前述のとおり雇用主と従業員との間に、雇用関係上の問題が生ずる場合がある。

そこで、従業員のために弁護士が関与し、当該弁護士は、その職責として従業員に対する不当な取扱いを防止する役割を果たすことを検討すべきである。

イ 公正取引委員会は、これら調書の写しを交付すれば、その後、証人間、被疑事業者間で口裏を合わせることを可能とするので、審査に支障を来し交付はできないとする。しかし、供述人が、どのような供述をしたかを被疑事業者及び他の証人へ概略であっても伝えることはありうるので

あり、調書の写しを交付することによって起こる問題ではない。

また、虚偽の供述若しくは虚偽の報告等をし、又はその従業員へそれらの行為を要請若しくは不利益な取扱いを暗に示唆し強要した被疑事業者、又は自ら進んでそのような虚偽の供述若しくは虚偽の報告をした従業員に対しては、独占禁止法が定める検査妨害罪（第94条に定める審尋、報告命令における虚偽の陳述、報告など）、課徴金減免制度における減免措置の不適用（第7条の2第17項の課徴金減免申請に伴い提出した報告、資料に虚偽があった場合）などの制裁を課すことで対応すべきである。

(3) 供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取

(供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取)

供述人が供述聴取の内容を記録することについては、法令上、これを認める、又は認めないとする明文の規定はない。公正取引委員会では、実務上、原則としてこれを認めていない。

【意見の趣旨】

現行独占禁止法及び審査規則は、供述聴取時において供述人が自己の供述についてメモを取ることを認めるべきである。

【意見の理由】

- ① メモをとることにより、事後に自らの供述を正確に検証することができ、それに基づき弁護士へ適宜相談し、供述内容の適正さ、法律的な意味などについて助言を受けることができる。
- ② 被疑事業者は、供述人から正確な供述内容を知ることができ、適宜、その防御権の行使に役立てることができる。
- ③ 供述聴取手続の透明性、適正さ、及び供述内容の変遷を検証することができる。
- ④ 供述調書が作成されない場合にも、メモをとることにより、供述聴取を記録化することができる。

6 「(6) 行政調査に係る制度・運用についての知識の共有等」について（論点整理23ページ以下）

【意見の趣旨】

公正取引委員会の審査に関する具体的なマニュアルを策定し、公表すべきである。

【意見の理由】

- ① 審査手続に関するマニュアルの公表により，当事者の手続に対する予測可能性が確保され，手続の適正及び透明性が確保できる。
- ② 欧州，米国でも調査マニュアルが公開されている⁶。海外の重要な競争と競争当局が実施していることを，我が国も参考にすべきである。
- ③ 証券等取引委員会の審査についてもマニュアルが公表されているのであって，国内の他の行政手続でも実施されていることである。

以 上

⁶米国司法省反トラスト局捜査マニュアル

<http://www.justice.gov/atr/public/divisionmanual/>

欧州委員会競争法手続マニュアル

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/antitrust_manproc_3_2012_en.pdf/